

学校いじめ防止基本方針

青森県立浪岡養護学校

1 いじめ防止基本方針の策定に当たっての学校の考え

(1) はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」ものである。本校児童生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、全教職員が常に危機感をもって接し、児童生徒の発しているサインを見逃さないようにするとともに、相互に情報交換を行うなどして、いじめ防止や解決に向けた対応に努めなければならない。

このような考えに基づき、いじめのない学校の実現を目指して「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) いじめ防止のための基本的な姿勢

- ① 全教育活動を通じた、豊かな情操と道徳心を培う教育及び体験活動の推進・充実
- ② 心の通う温かい人間関係を構築する素地の育成
- ③ 児童生徒、教職員の人権意識の向上

(3) 学校教育目標

一人一人の可能性を最大限に伸ばし、明るく柔軟性があり、進んで学び、思いやりのある児童生徒を育む

(4) 目指す学校像

- ① 明るく柔軟性のある児童生徒
- ② 進んで学ぶ児童生徒
- ③ 思いやりのある児童生徒

(5) 目指す児童生徒像

- ① 安全・安心で、笑顔あふれる学校
- ② 個性を尊重し、主体性を育む学校
- ③ 子どもを理解し、一人一人の学びを保障する学校
- ④ 保護者や地域の期待に応え、信頼される学校

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

(2) いじめに対する基本的な考え方

学校では、いじめを訴えてきた児童生徒の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」また、「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識に立って指導に当たる。

(3) いじめの構造と動機、態様

※学校いじめ防止基本方針 資料4

3 校内体制について

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

※学校いじめ防止基本方針 資料1-1

(2) 緊急時の指導体制（重大事態発生時を含む）

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた指導体制を以下のとおりとする。

※学校いじめ防止基本方針 資料1-2、1-3

4 いじめの未然防止について

いじめへの対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が大切である。

(1) 日常的な取組

① 学習指導の充実

ア 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり

イ コミュニケーション能力を育み、自信をもたせ、一人一人の障害や困難に配慮した授業づくり

② 特別活動、道徳教育の充実

学級活動、LHR 等における望ましい人間関係づくり

③ 情報教育の充実

「情報」に関するモラル教育の充実

④ 保護者・地域との連携

ア いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知

イ 学校公開の実施

5 いじめの早期発見について

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている児童生徒や通報した児童生徒の安全を確保する。「緊急時の指導体制（資料1-2）」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている児童生徒・いじている児童生徒のサイン

※学校いじめ防止基本方針 資料2

(3) 教室・家庭でのサイン

※学校いじめ防止基本方針 資料3

(4) 定期的調査の実施

アンケートの実施（6、9、2月の年3回）

(5) 情報の共有

① 報告経路の明示・報告の徹底

② 職員会議、学部会等での情報共有

③ 要配慮児童生徒の実態把握

④ 進級時の引き継ぎ

6 解決に向けた対応について

【いじめへの対応】

(1) 児童生徒への対応

① いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、いじめられている児童生徒の立場で、継続的に支援する。

② 安全・安心を確保

ア 心のケアを図る。

イ 今後の対策について、共に考える。

ウ 活動の場等を設定し、認め、励ます。

エ 望ましい人間関係構築のための支援をする。

- ③ いじめている児童生徒への対応
 - いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導、立ち直りの支援を根気強く行う。
 - ア いじめの事実を確認する。
 - イ いじめの背景や要因の理解に努める。
 - ウ いじめられている児童生徒の苦痛に気付かせる。
 - エ 今後の生き方を考えさせる。
 - オ 必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ① 自分の問題として捉えさせる。
- ② 望ましい人間関係づくりに努める。
- ③ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

- ① いじめられている児童生徒の保護者への対応
 - ア 相談されたケースでは複数の教員で対応し、学校はいじめの解消に全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。
 - イ じっくりと話を聞き、不安や苦痛に寄り添う。
 - ウ 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

- ② いじめている児童生徒の保護者への対応

- ア 事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
- イ 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- ウ いじめをしないように教員として指導していく。また、保護者の協力が必要不可欠であることを伝える。
- エ 何か気づいたことがあれば報告してもらう。

- ③ 保護者同士が対立する場合など

- ア 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- イ 管理職が率先して対応することも、有効である。
- ウ 教育委員会や関係機関と連携し解決をめざす。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。その際には、情報の交換だけでなく、一体的な対応を進めていく。

- ① 教育委員会との連携
 - ア 関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - イ 関係機関との調整
- ② 警察との連携
 - ア 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - イ 犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 福祉機関との連携
 - ア 家庭の養育に関する指導・助言
 - イ 家庭での児童生徒の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
 - ア 精神保健に関する相談
 - イ 精神症状についての治療、指導・助言

【ネットいじめへの対応】

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定児童生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

- ① 保護者への啓発
 - ア フィルタリングやペアレンタルコントロール（親の監視による制限：parentalcontrols）
 - イ 保護者の見守り
- ② 情報教育の充実
情報モラル教育の充実
- ③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握
 - ア 被害者からの訴え
 - イ 閲覧者からの訴え
- ② 不当な書き込みへの対処

7 いじめの解消について

定期的に教育相談と保護者との面談を実施するとともに、当該児童生徒の普段の様子観察を注意深く行い、以下の2つの条件を満たしたときにいじめの解消とする。

(1) 加害行為が止んでいる状態が3カ月継続している。

(2) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと。

8 重大事態の対応について

(1) 重大事態とは

- ① 生命、心身または財産に被害が生じた疑いがあるとき。
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ② 相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
(一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)
※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した際は、青森県教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ① 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、臨床心理士等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握するとともに、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されないことがないよう配慮する。
- ③ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえるようにする。

9 評価

PDCAサイクルを生かした評価の方法や時期

これまで実施している「学校生活についてのアンケート」（児童生徒対象：6、9、2月年3回実施予定）を行ったり、学校評価（保護者、教職員対象）に新たに項目を設けたりすると共に、いじめ問題対策委員会（6月、9月、2月実施予定）や前期末反省、年度末反省（教職員対象）、学校運営協議会での検討、意見集約等をして評価し、改善を図る。

10 その他

本校においては、精神疾患のある児童生徒も在籍している。その中には、前籍校においていじめを体験するなど、「いじめ」ということばに対して、フラッシュバックを引き起こす等の反応を示す児童生徒がいる。従って、アンケート等を実施するに当たっては、当該児童生徒が過剰に反応をしないよう、個別に対応するなどの十分な配慮の下に指導を進めていく。